

「全国在宅歯科医療・口腔ケア連絡会」 会則

2009年11月（吉）日

第1章 総則

第1条 本会は「全国在宅歯科医療・口腔ケア連絡会」＜Home Dental Care Network（HDC ネット）＞と称する。

第2章 基本理念、目標および事業

第1条 本会は、日本の在宅歯科医療および口腔ケアの発展・普及に寄与することを基本理念とし、その目標は以下の通りである。

- (1) 在宅歯科医療や訪問口腔ケアを実践できる歯科医師・歯科衛生士の育成を支援する。
- (2) 在宅歯科医療・コミュニティーケアに不可欠である多職種連携・医療コミュニケーションの視点を養う。
- (3) 病院歯科や指導・教育施設の歯科医師と問題点を共有するとともに、地域歯科医師と連携する。
- (4) 患者の視点から望ましい在宅歯科医療・口腔ケア体制を検討する。
- (5) 予防医学の観点から誤嚥性肺炎の予防の必要性を国民に啓発する
- (6) 訪問口腔ケアステーション設立に関する議論および環境整備をおこなう。

第2条 本会は前条を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 年一回の総会
- (2) 必要に応じた講演会・研修会の開催
- (3) 関連職種を対象とした口腔ケアセミナーの開催
- (4) メーリングリストの運営
- (5) 関連団体への情報提供と連携
- (6) その他の事業

第3章 会員

第1条 本会の会員は正会員および準会員とする。

- (1) 正会員は本会の理念・目的に添った歯科医師とする。
- (2) 準会員は本会の趣旨に賛同した、医師、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士、看護師、保健師、栄養士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、検査技師、ケアマネージャー、医療福祉系学生等その他関連職種をもって構成され、各地区（；本会の支部組織）に所属する。

第2条 会員は年度ごとの会員とし、その入・退会においては、規約を設けず自由とする。

第4章 組織

第1条 本会に役員をおく。

- (1) 世話人
 - 1) 代表世話人 3名程度
 - 2) 副代表世話人 10～15名
 - 3) 地区世話人 各地区2名程度。
- (2) 運営委員（準会員可）若干名
- (3) 監事（準会員可）2名

第2条 世話人会は過半数（委任状を含む）以上の出席によって成立し、出席者の過半数の賛否を持って議決する。

- (1) 世話人の任期は2年とする。再選は妨げない。

第3条 世話人会は次の任務を行う。

- (1) 世話人会を年1回以上開催する
- (2) 必要に応じて Web 会議を開催する
- (3) 世話人の選出および辞任の承認
- (4) 運営委員の承認
- (5) 年会費の決定および予算、決算の承認をする
- (6) 総会・学術集会その他、本会の運営に関すること
- (7) 世話人会の人事は、世話人会にて過半数の賛成を持って承認とする。

第4条 運営委員会委員は本会の運営に必要な事項を立案し世話人会に提案するものとし、会員（正会員、準会員）から選出され世話人会で承認される。

第5章 運営

第1条 本会は、会費および寄付、事業収入、企業協賛金等によって運営される

第2条 本会は、世話人（代表世話人、副代表世話人、地区世話人）の合議により運営される。

第3条 本会を、北海道地区、東北地区、関東地区、中部地区、近畿地区、中国地区、四国地区、九州地区の8地区に分ける。

第4条 本会は、必要に応じて顧問、諮問会、外部評価委員会、各種委員会、作業部会等を設けることが出来る。

第5条 本会の事務局は、原歯科医院におく。

第6条 ITコミュニケーション局は、東京都リハビリテーション病院歯科におく。

第6章 会費

第1条 本会の会費は、正会員会費と準会員会費のみとする。

（本年度は、入会金のみとする。金額は、ML等で協議後に設定する。）

第7章 会計および会計年度

第1条 会計担当を事務局におき、収支は事務局が管理し、世話人会の承認を要する。

第2条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日とし、総会において報告する。

第3条 会計監査担当（監事）を事務局以外におき、会計監査を実施する。

第4条 会費は総会の承認を求める

第8章 会則の変更

第1条 本会則は世話人会の議決による承認を経て変更・修正される

第2条 上記の変更・修正は随時 ML 等により会員に通知される

本会則は、平成21年11月5日より施行する